

平成21年度科学研究費補助金「特定領域研究」
に係る審査概況とその検証結果

平成21年11月26日

科学技術・学術審議会学術分科会

科学研究費補助金審査部会

平成21年度「特定領域研究」に係る応募研究課題の審査概況とその検証

今回、審査概況の確認とその検証を行ったのは、平成20年度において実施した「特定領域研究」に関する審査である。今回審査の対象となったのは、平成17年度から平成19年度の間に関係を始めた研究領域のうち、18の研究領域に係る①「計画研究」の研究課題、及び、②「公募研究」の研究課題、である。平成20年度に設定期間が終了した研究領域のうち、「研究成果の取りまとめを行うための経費」として応募のあった研究課題の審査も実施しているが、これについての検証は省略する。

(注) 文中に使用する用語は、一般的な呼称等を活用した要約の上表記している。

- ・ 「科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会」 = 「審査部会」
- ・ 「特定領域研究」に係る応募研究課題 = 「研究課題」
- ・ 研究課題の研究計画調書 = 「計画調書」
- ・ 「人文・社会系委員会」、「理工系委員会」及び「生物系委員会」 = 「各系委員会」
- ・ 特定領域研究委員会に置かれる18の研究領域ごとの専門委員会 = 「専門委員会」
- ・ 「各系委員会」又は「専門委員会」が行う「審査に係る調査（採択候補研究課題の選定全般）」 = 「審査」
- ・ 「各系委員会」又は「専門委員会」を構成する審査委員 = 「評価者」
- ・ 「評価者」が審査関係資料をもとにあらかじめ個別に行う審査 = 「書面審査」
- ・ 「各系委員会」又は「専門委員会」が「書面審査」の結果を踏まえて行う合議による採択候補研究課題の選定 = 「合議審査」
- ・ 日本学術振興会「電子申請システム」 = 「電子申請システム」
- ・ 「科学研究費補助金における評価に関する規程（科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定）」 = 「評価規程」
- ・ 「評価規程」第12条（審査の方法）中、
〈新規の応募研究課題の場合（公募研究）〉の書面審査の際「評価の際「問題がある」あるいは「不十分である」と判断した項目（所見）」 = 「定型所見」

I 一連の審査概況

1. 応募書類の受付

応募書類は、「電子申請システム」を活用して受け付ける方式を採っており、平成20年11月10日（月）までに計画調書の提出（送信）が完了したものを受理している。

受理した計画調書は、応募情報を電算処理した上で概ね同年12月中旬までの間、計画調書等審査関係資料の作成（印刷、製本等）を行っている。

なお、応募情報を電算処理した結果、重複制限ルールに抵触した研究課題として、審査開始以前に6研究課題が審査対象から除外されている。

2. 審査体制

(1) 委員会組織の構成

審査に当たっては、審査部会に置かれた委員会組織で評価規程に則り審査を実施した。

「公募研究」を設定している研究領域については、専門委員会において「計画研究」、「公募研究」双方の審査を実施した。

なお、「公募研究」を設定していない研究領域（計画研究の研究課題のみ。）については、各系委員会において審査を実施することとされているが、今回公募を行った研究領域には該当がなかった。

(2) 専門委員会の概要

専門委員会は、公募研究の公募を行った研究領域ごとに設置しており、8人の評価者で構成している。その中には、当該研究領域を構成する研究者（領域代表者等）も一部参加している。

「計画研究」の研究課題は、当該研究領域を構成する研究者以外の評価者（研究領域外の評価者。）3人が書面審査を実施した。

また、「公募研究」の研究課題は、研究領域内の評価者1人と研究領域外の評価者2人の合計3人で書面審査を実施した。

審査に当たっては、「計画研究」、「公募研究」のいずれの研究課題も、専門委員会を構成する評価者のうち3人ずつの評価者により、あらかじめ研究課題ごとに書面審査を行い、その結果を集計した上で専門委員会を構成する評価者が一堂に会して委員会形式の合議審査を行った。

3. 専門委員会における審査の状況

(1) 専門委員会における審査の開始

審査開始に係る手続き等の流れは概ね次のとおりである。

- ① 応募のあった計画調書等の印刷が完了した直後（12月中旬）から各評価者に対し審査資料の送付を開始。
- ② 各評価者は、審査資料を受領した後、速やかに、利害関係者の排除に関する規定（評価規程第7条）に該当する研究課題を登録。並行して書面審査に着手。
- ③ 利害関係者の排除に関する規定に該当と登録があった研究課題については、同じ専門委員会に属する他の評価者に審査の割り振りを変更し、全ての研究課題について3人による書面審査が行われるよう対応。
- ④ 書面審査は、合議審査の開催に応じ締切日（1月下旬）を設定。締切日までに書面審査を実施の上、結果については電子申請システムを通じて入力。

(2) 書面審査の状況

「計画研究」の書面審査は、研究課題ごとに、審査に当たっての着目点を踏まえ「可：採択すべき」又は「否：採択すべきでない」の判定を担当の評価者3人がそれぞれ実施した。

「公募研究」の書面審査は、研究課題ごとに、審査に当たっての着目点を踏まえ、5種類の「評定要素」（「公募要領に示された研究領域の方針との整合性」ほか）ごとに4段階の評点を付し、その評価結果に基づく「総合評点」を5段階の評点を付すこととなっている。この判定は、担当の評価者3人がそれぞれ実施した。

また、平成20年度審査から、「領域代表者の立場から見た公募研究への期待等」をあらかじめ領域代表者に作成（必要に応じA4判1枚以内で作成。）してもらい、書面審査を行う評価者に配付する方式を導入している。

なお、この資料には、公正な審査に影響を及ぼす可能性のある内容については、「記載することができない内容」として明記し、注意を促している。

【注意：記載することができない内容】

- ▲ 特定の研究者、研究課題を指して有利（不利）に評価することを促すような内容。
（なお、「計画研究でカバーできていない「〇△研究」については、領域の運営基盤を強化する観点ではできるだけ考慮したい。」という程度であれば構わない。）
- ▲ 領域全体又は研究項目当たりの採択希望数に関する内容。
（なお、「各研究項目に理論研究者を最低1名は加えたい。」という程度であれば構わない。）
- ▲ その他、「公募要領に記載の研究概要と整合しない内容」あるいは「公募要領に記載の研究概要では読み取ることが著しく困難な内容」など、書面審査の公正さを歪めてしまうおそれのある内容。

今回は、18研究領域の専門委員会を開催したが、うち13研究領域において領域代表者から提出があったため、当該研究領域については資料として配付を行った。

なお、書面審査時に「定型所見」を選択する方式も導入したが、当該定型所見は、合議審査及び審査結果開示の際に活用した。

(3) 合議審査の状況

合議審査は、書面審査の結果を集計した上で実施するため、「委員会形式で行う専門委員会の審査」を平成21年2月16日から同年3月5日の約20日間に集中して行った。

合議審査は、通常、「計画研究」、「公募研究」の順に行われる。

「計画研究」は、研究領域外の評価者により合議審査を行うため、研究領域を構成する研究者（領域代表者等）は退席し審査に加わらない。

「公募研究」は、基本的に評価者全員で合議審査を行うが、利害関係者の排除に関する規定に該当する場合には、当該評価者は審査に加わらない形で適切に審査が進められるような措置を執っている。

合議審査では、あらかじめ審査部会で決定した「配分を行う額の上限」及び「採択予定数」をもとに審査し、採択候補課題の決定及び配分額の決定を行った。

ただし、書面審査の結果が高得点のものを自動的に採択しているようなことはなく、合議審査に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究課題に対する所見の内容等に関し活発な議論が行われ、最終的に合議決定された。

(参考：専門委員会における審査の流れ (イメージ))

(1) 専門委員会に評価者を配置。

「〇△研究領域専門委員会」(通常8人)	
(研究領域内評価者) A、B、C	
(研究領域外評価者) D、E、F、G、H	



(2) 評価者各自において書面審査を実施。その際、当該研究領域に応募のあった研究課題を評価者ごとの専門性、審査担当件数等を考慮しながら(一般的には項目単位で)割り振り。「利害関係者」の申し出があった場合は、他の評価者に割り振り。全ての研究課題について、3人ずつで書面審査(評点等)。

(研究領域内評価者)	A → (研究項目) A01、A04	(計75件)
	B → A02	(計35件)
	C → A03	(計40件)
(研究領域外評価者)	D → ※計画研究、A01、A03	(計80件)
	E → A01、A02	(計75件)
※計画研究は研究	F → ※計画研究、A03	(計50件)
領域外評価者だけ	G → A02、A04	(計80件)
で書面審査。	H → ※計画研究、A04	(計55件)



(3) 書面審査結果を集計し、その内容も踏まえながら合議審査。

合議審査は、原則として当該研究領域専門委員会を構成する評価者全員が一堂に会して行う。また、合議審査に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究課題に対する所見の内容等に関し活発な議論が行われ、最終的に合議決定する仕組みである。

「〇△研究領域専門委員会」(通常8人)						
(研究領域内評価者) A、B、C	← 計画研究の合議審査時は退席。					
(研究領域外評価者) D、E、F、G、H	← うち1人が司会役。					
(集計した書面審査結果に基づく審査資料のイメージ(評点部分のみ))						
	評定要素①	②	③	④	⑤	総合評点
応募者L(研究課題名)	444	344	343	444	434	445
応募者M(研究課題名)	343	333	443	432	333	443
応募者N(研究課題名)	332	333	233	332	322	332

Ⅱ 「一連の審査概況」に対する審査部会としての検証結果

1. 審査の実施体制

- 平成21年度審査は、昨年度に引き続き、審査部会に置かれた委員会組織で評価規程に則り審査を実施した。
- 応募書類の受付については、既に完全電子申請化されているが、応募者側の手間を軽減するだけでなく、審査開始時期を以前より若干早められているなど、効率的、効果的な審査の実施につながっているものと判断する。
- 専門委員会の開催に当たり、あらかじめ各評価者が行う書面審査の結果については、「電子申請システム」を通じて入力するシステムが導入されているが、結果の集計から合議審査のための資料作成が効率的に行われたこと、従前の方式では困難であった「公募研究に係る定型所見」の開示が可能になったことなどを踏まえると、効率的、効果的な審査の実施につながっているものと判断する。
- 若手研究者を評価者として積極的に登用することを考慮すべきである。ピア・レビューによる審査に評価者として参加する経験は、応募者の立場ではない形で自身とは背景の異なる研究活動を展開している研究者の様々な考え方に触れるよい機会になるものであり、また、審査の大変さを理解する点も含めて大変重要と思われる。ただし、若手が議論に参加しやすくなるよう、合議審査時における司会役の評価者を含む周囲の評価者が配慮することも必要である。

2. 審査方法

- 「公募研究」を設定していない研究領域（計画研究の研究課題のみ。）は、各系委員会において審査することになっているが、平成21年度審査に当たっては該当する研究領域がなかったため、今回、各系委員会における審査は、実施していない。
なお、昨年度、一部の各系委員会における審査において、「評価者に対する「計画研究」の審査手続きの周知が不十分であったことに伴う混乱」があったとの指摘があったが、これについては、次回以降、各系委員会における審査が実施される場合には、評価者に対し審査期間、具体的審査内容の説明を更に徹底する必要がある。
- 専門委員会における審査（「公募研究を設定している研究領域」に関する計画研究及び公募研究の研究課題。）は、委員会を構成する評価者による書面審査を経るとともに、その結果を踏まえて行う合議審査により適切に進められたものと判断する。
「領域代表者の立場から見た公募研究への期待等をあらかじめ領域代表者に作成してもらい、書面審査を行う評価者に配付する方式」についても、昨年度に引き続き、審査の効率的、効果的な実施につながったものと判断する。
また、今回、「応募件数で配分件数や配分額を決めるのは、むやみに応募数を増やすことを奨励することに繋がりがかねないため、今後の配分方法を見直すべきではないか。」という意見があったが、配分予定額等を決める方法については、今後、更に

慎重に検討を重ねる必要がある。

- なお、今回、評価規程を一部改正し、「評点分布の目安」を規定した。昨年度の審査において、「総合評点は相対評価の方向で整理したほうがよい。」という意見が寄せられていたことへの対応であるが、各評価者による評点付けの考え方について一定の整理がなされたものと判断する。一方で、今回の審査において、「評点分布の割合について、全員がきちんと守っていないと、点数のバランスが悪くなる。」との意見があったが、評価者によって審査を担当する研究項目や研究課題数が異なる場合など評点分布を相対評価に近づけること自体が難しい場合の対応の在り方も含めて、今後、引き続き検討・検証を重ねていく必要がある。

3. 審査結果開示の充実に向けた取組み

- 審査結果の開示については、公募研究について「定型所見」を導入している。このシステムは、公募研究の審査の充実を図るとともに、評価者の負担をできるだけおさえつつ、可能な範囲で開示の充実を図るためのものであるが、審査の改善にも少なからず効果があったものと判断する。
- 一方、「定型所見」を超える審査結果所見の開示を念頭に、現行のシステムを更に充実させることには、かなり難しい問題がある。

具体的な審査結果所見の作成を今後実現させるためには、書面審査時に評価者が作成する自由記述所見を参照していくことが考えられるが、自由記述所見は、現在、各評価者が任意で記入することとしており評価者により記入する件数に差がある。

今回は、「自由記述コメントの必要な部分だけまとめて文章にして開示したらいいのではないか。」「定型のコメントをもっと増やしてはどうか。」等といった意見もあったが、今後、個々の評価者のコメントをもとにしつつ専門委員会としての所見を作成することについては、評価者への負担の度合等を考慮しながら慎重に検討していく必要がある。

4. その他

- 重複制限ルールに抵触した研究課題が依然みられる。
内容としては、同一研究領域への応募研究課題に関し、①「計画研究」の分担者が別の「公募研究」の研究代表者として応募している例や、②特別推進研究の継続研究課題や新学術領域研究の継続の「計画研究」の研究分担者が特定領域研究の「公募研究」に応募している例、などが挙げられ、これらにより審査の対象外となったものが見られる。

平成22年度公募要領においては、重複制限ルールについての説明を充実し、注意喚起を図っているが、応募しようとする研究者も公募要領を熟読、理解するとともに、研究代表者のみならず研究分担者全員に至るまで重複制限ルールを十分確認

の上、審査の対象外とならないよう細心の注意を払うべきである。

- 現在、計画調書の完全電子申請化が実現しているが、一方で、引き続き、計画調書が白黒印刷されることの認識がなかったと思われる応募や、図表の一部が欠落したまま応募されている計画調書が存在している。応募しようとする研究者は、公募要領の内容とともに、計画調書の内容も十分確認の上、不十分な計画調書のまま審査に付されることのないよう細心の注意を払うべきである。

Ⅲ 審査時に寄せられた主な意見等

評価者からは、審査の進め方について様々な意見等が寄せられているが、主なものとしては次のようなものが挙げられる。

これらの意見については、今後検討し、対応が可能な範囲で改善していくことが求められる。

(書面審査時の評点の付し方について)

- 担当の審査課題数が少なかったため、評点の付し方が難しかった。
- 評点分布の割合について、全員がきちんと守っていないと、点数のバランスがとても悪くなる。

(審査所見の開示について)

- 自由記述コメントの必要な部分だけまとめて文章にして開示したらいいのではないか。
- 定型のコメントをもっと増やしてはどうか。特に、研究目的・研究計画に対するコメント種類をもっと増やしてほしい。
- 総合評点はポジティブな視点、書面審査時の所見についてはネガティブな視点となっており、加点主義と減点主義が混在している。

(審査方法等について)

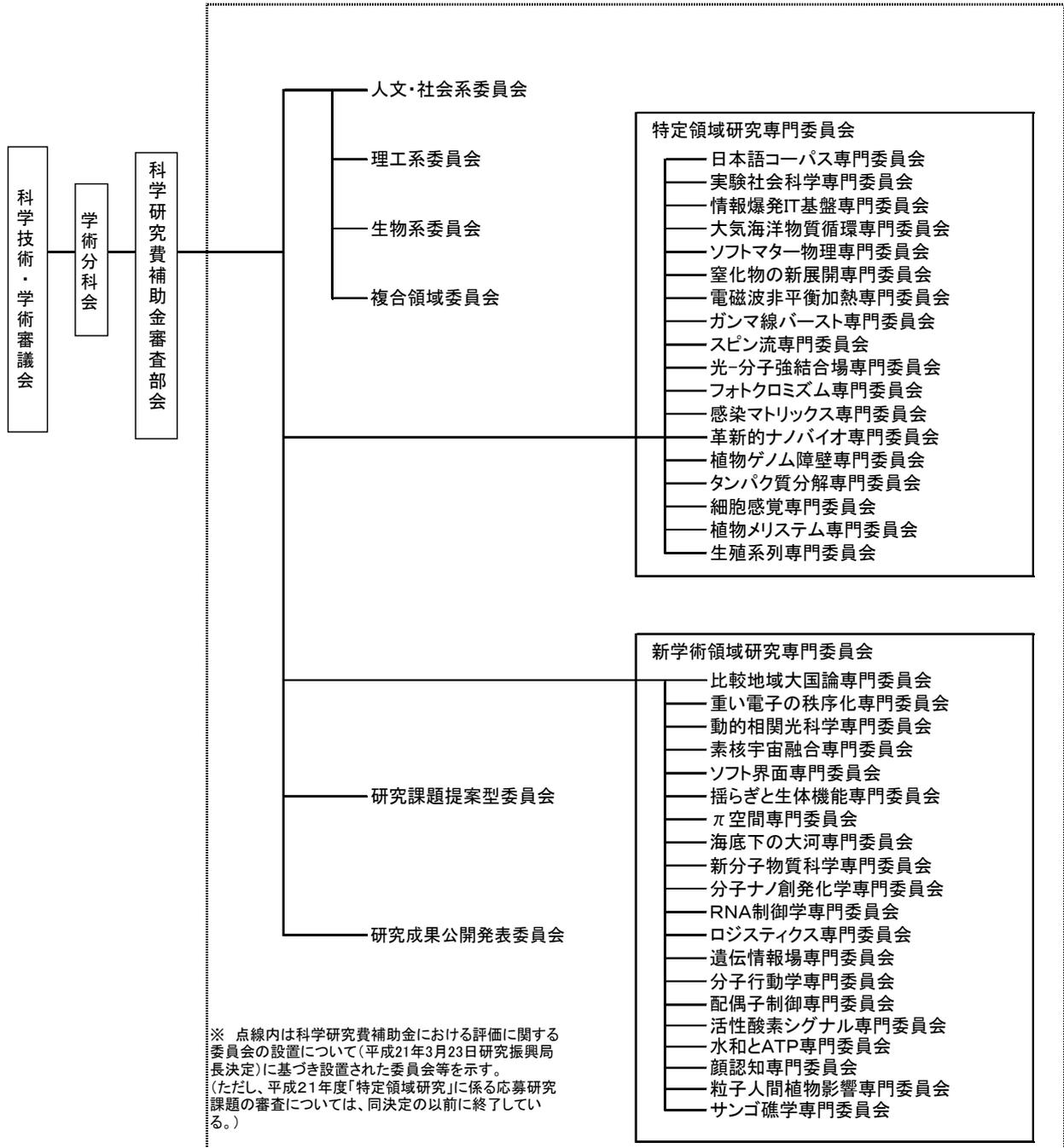
- よい課題を採択するために評価者は継続させるべきであるし、研究領域の成果等を理解した上でよりよい審査ができるように、評価者を研究領域の成果等の発表会等にも出席できるようにすべきである。

(その他)

- 研究分野が大きくなるには、多くの研究者や研究室が一体となって活動することが必要である。その意味で、特定領域研究は有意義であったし、研究領域の研究が若手研究者育成に果たす役割は大きい。

IV (参考) 委員会の構成 (審査機構図)、委員会開催 (実績) 等のスケジュール

平成21年度 科学研究費補助金審査機構図



平成21年度「特定領域研究」審査に係る専門委員会開催実績

開催日	領域 番号	専門委員会名	応募件数		
			合計	計画 研究	公募 研究
2月16日(月)	462	「大気海洋物質循環」専門委員会	33	12	21
2月17日(火)	470	「光-分子強結合場」専門委員会	137	16	121
	529	「生殖系列」専門委員会	97	16	81
2月18日(水)	522	「植物ゲノム障壁」専門委員会	43	12	31
2月19日(木)	463	「ソフトマター物理」専門委員会	173	17	156
	464	「窒化物の新展開」専門委員会	27	14	13
	520	「感染マトリックス」専門委員会	347	18	329
2月20日(金)	524	「細胞感覚」専門委員会	224	15	209
2月23日(月)	125	「日本語コーパス」専門委員会	17	9	8
	523	「タンパク質分解」専門委員会	282	8	274
2月24日(火)	468	「ガンマ線バースト」専門委員会	22	4	18
	469	「スピン流」専門委員会	61	29	32
	528	「植物メリステム」専門委員会	85	16	69
2月25日(水)	521	「革新的ナノバイオ」専門委員会	110	8	102
2月26日(木)	126	「実験社会科学」専門委員会	22	9	13
3月2日(月)	465	「電磁波非平衡加熱」専門委員会	29	6	23
3月4日(水)	471	「フォトクロミズム」専門委員会	168	13	155
3月5日(木)	456	「情報爆発IT基盤」専門委員会	292	15	277